平成26年4月1日 施行 平成31年4月1日 改訂 令和2年4月1日 改訂 青翔開智中学校・高等学校

## 臨時休校の規定

- 1. 臨時休校を検討する事象
- (1) 下記内容と実際の天候、気象予報を総合的に判断し、校長判断にて臨時休校の決定をします。
- A. 気象庁による警報発令

時刻:当日午前6時00分時点

地 域:鳥取市北部

種 類:以下①~⑤のいずれか1つが発令された場合

①大雨警報 ②洪水警報 ③暴風警報 ④暴風雪警報 ⑤大雪警報

B. 交通機関の異常

時刻:当日午前6時00分時点

対 象: JR 山陰線の運休

## 2. 連絡手段

(1) 当日午前6時30分までにBLEND配信および生徒へのメール送信にて各家庭に通知を行います。

## 3. 注意事項

- (1) その他災害等で生徒の安全が確保できない場合は校長の判断により臨時休校にすることがあります。
- (2) 臨時休校の場合は、部活動等の課外活動も中止となります(休日の活動であっても登校を停止する場合があります)。
- (3) 気象情報(警報の種類・発令地域・発令時間等)、JR の列車運行情報については、テレビや気象庁・ 鳥取地方気象台、JR 西日本のホームページ等の公共の情報源により確認して下さい。

## 4. その他

(1) 他地域における警報発令等で生徒が登校に影響を受けた場合は、個別に検討します。